申込資格 （福祉枠該当要件）□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

以下に示す福祉枠該当世帯以外は申し込みの受け付けが出来ません。

福祉枠該当世帯	要　件
寡婦（寡夫）世帯	配偶者のない女子または男子で、20 歳未満の子を扶養している世帯です。（同居家族のうち 20 歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）
高齢者世帯	60 歳以上(申込者)の老人世帯（同居する親族は、その配偶者、18 歳未満の児童、60 歳以上の方だけ）です。
心身障がい者世帯	申込者本人又は同居家族の中に中度(Ｂ・３度)以上の知的障がい、中度(２級)以上の精神障がい、４級以上の身体障がい、又は恩給法別表第１号票ノ３第１款症以上の障がいがある戦傷病者がいる世帯です。
引揚者世帯	引揚者給付金等支給法に規定する引揚者又は未帰還者留守家族等援護法に規定する未帰還者で、帰還した方がいる世帯です。
炭鉱離職者世帯	炭鉱離職者の方で、現在雇用促進住宅に居住している方、又は公共職業安定所の紹介より就職してから２年経過していない方の世帯です。
原子爆弾被爆者世帯	同居家族に被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生労働大臣の認定を受けた方か、被爆に対する援護に関する法律施行規則第 51 条各号に掲げる障がいを伴う疾病にかかっている方のいる世帯です。
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等のいる世帯です。
多子世帯	３人以上の 18 歳未満の子と同居しようとする世帯です。
子育て世帯	小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯です。
ＤＶ被害者世帯	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第１条第２項に規定する被害者(同法第 28 条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けたものを含む)で女性相談センター、婦人保護施設、母子生活支援施設による保護等が終了した日から起算して５年を経過していない世帯、又は裁判所による保護命令申立てを行った方を含む世帯で、裁判所の保護命令が効力を生じた日から起算して５年を経過していない世帯です。
犯罪被害者等世帯	犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第２条第２項に規定する犯罪被害者等世帯(ＤＶ被害者世帯を除く)で、犯罪等に影響により収入が著しく減少したことにより、現在居住している住宅に居住し続けることが困難になったと認められる世帯、又は現に居住している住宅若しくはその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になったと認められる世帯で、被害発生日から起算して５年を経過していない世帯です。

※その他各世帯の詳しい要件についてはお問い合わせください。